

平取町借上げ（BOT方式）公営住宅等整備事業（本町みどりが丘住宅団地第1工区）

実施方針等に関する意見質問回答書

質 問 事 項	
質問①	・すべての教員・職員住宅、民間賃貸住宅を含めたすべての建物において工事監理は必要か？
質問②	・実施方針 P3 に町は、教員・職員住宅について、住宅の借上期間にわたり、空き室に対して事業者に対し事業契約に定める額を支払う、とあるが町から支払われるかつ、空き家室に対して町が負担するということか？
質問③	・太陽光発電は必ず必要か
質問④	・実施方針 P4 において A-③④⑤においては公営住宅のみか、教員・職員住宅はべつか？
質問⑤	・公営住宅のみを 1/2 を 20 年の割賦とするのか
質問⑥	・教員・職員住宅及び民間賃貸住宅については、完全に事業者負担で事業年20年で回収できる家賃設定をすることか
質問⑦	・公営住宅のみ設計費と解体費は一括払いか？また公営住宅のみ1/2事業完了後に支払われるのか
質問⑧	・実施方針P6、住宅の所有権移転及び事業終了については、すべての住宅か？
質問⑨	・借地料の範囲は実施方針に記載されている、1500+900㎡=2400㎡で良いか
質問⑩	・民間住宅補助金を受けた場合、最大で5千5百万を超えるが額だが、補助金が出るのか？
回 答 事 項	
質問①の回答	・建物の建設工事において工事監理は必要です。
質問②の回答	・事業者が定める家賃を入居している部屋に関しては入居者からの支払い、空き室となっている部屋については町から支払いを行います。
質問③の回答	・公営住宅のみ必要です。
質問④の回答	・公営住宅のみに支払いが発生します。教員・職員住宅、民間賃貸住宅は別です。
質問⑤の回答	・公営住宅のみ20年の割賦払いになります。
質問⑥の回答	・その通りです
質問⑦の回答	・その通りです。設計費と解体費は一括で全額支払いします。公営住宅は1/2を支払います。
質問⑧の回答	・公営住宅のみです。
質問⑨の回答	・借地面積は、建物と付属物等（物置、駐車場）とその他必要部分の面積を借地とします。
質問⑩の回答	・1棟につき上限が3千万円までは支払われます。